

随意契約締結の報告について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」及び「伊丹市入札結果等の公表に関する要綱」に基づき、工事請負契約及び工事に係る測量・調査・建設コンサルタント等の委託業務契約について、随意契約を行った契約の内容について公表します。なお、案件の詳細につきましては、下記担当課にお問い合わせください。

1. 契約件名	令和6年度伊丹市橋梁等定期点検委託業務
2. 契約の相手方	公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター 理事長 杉浦 正彦
3. 契約相手方所在地	神戸市中央区栄町通6丁目1-21
4. 履行場所	市内一円
5. 業務の概要	橋梁等定期点検の実施
6. 契約日	令和 6年 4月 30日
7. 契約期間	令和 6年 4月 30日 から
	令和 7年 3月 25日 まで
8. 契約金額（税込）	17,804,600 円
9. 根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10. 契約相手方とした理由	<p>公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターは、本市を含む県内全市町及び県の出捐により設立された団体であり、県及び県内市町の建設技術の向上と公共事業の効率的な推進を支援することを目的とした公益法人である。</p> <p>同センターは、橋梁の諸元情報や点検履歴、補修履歴等が一元管理されている「市町橋梁マネジメントシステム」を唯一運用している機関である。当該システムに蓄積された兵庫県下各市町のデータが、日常的な維持管理や橋梁長寿命化修繕計画の策定に活用されており、県下の道路施設の損傷状況の把握、損傷要因の分析に関する資料を唯一保有していることから、点検の質の向上や健全性診断の統一化も図れる。このシステムが保有している情報と同センターの保有している技術を活用することで、より精度の高い長寿命化修繕計画を策定できる。</p> <p>本市としては、「市町橋梁マネジメントシステム」を活用した効率的な維持管理を行うためには、同センターによる点検が必要であると判断する。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による単独随意契約を行うものとする。</p>
11. 担当課	道路保全課